

検討チーム 第8回検討会 主な検討課題  
～ マージン項目等の見直しについて ～  
(座長メモ)

1. マージン項目について

資産の評価の基本的な考え方

- ・ ソルベンシー・マージン比率は、早期是正措置の発動の指標となっているが、仮に200%を下回った場合であっても、必要な措置を行うことにより事業の継続を図るものである。そのため、基本的には事業継続を前提としたものと考えられる。
- ・ しかしながら、保険会社の財務的健全性が損なわれ、ソルベンシー・マージン比率が低下している状況においては、マージンとして算入する要件としては、資産の換金性と清算価値が重要であるとの指摘がある。
- ・ そこで、会計上オンバランスの資産等に関し、資産性と換金性の程度を問題とするのであれば、負債に関しても、長期性を帯びているので、換金性が大きくない性質であることを勘案する必要があるのではないかと考えられる。
- ・ 要するに、重要なことは、必要なキャッシュフローを賄う流動性が十分に確保されているかということであって、短期的な換金性を前提にしてマージンを議論することは、保険会社の財務的健全性を必要以上に低く見積ってしまうという懸念がある。
- ・ したがって、将来キャッシュフローの推計にもとづく経済価値ベースにおいて、資産の換金性と流動性の評価を織り込むことが望ましい評価のあり方ではないか。
- ・ 以上のような観点から中期的な課題として取り組んではどうか。

繰延税金資産、税効果相当額、将来利益について

- ・ 個別の資産に関して、経済価値ベースでの評価を行うとすれば、オンバランスの資産に関しては、確率論的なアプローチの対象となりうるものである。たとえば、繰延税金資産は、オンバランスの資産であり、資産性に関する監査人の監査も行われている。
- ・ 一方、厳格化すべき資産があるとすれば、視点の一つとして、オフバランスの資産があげられる。税効果相当額、将来利益に関しては、資産性に関する評価も十分と言えるか検討の余地がある。

## 責任準備金中のマージン・逆ざやの評価

- ・ 責任準備金に関しては、将来収支分析による部分的な時価評価の手法の導入が提案されているが、現在の枠組みで行われている分析手法をそのまま流用できるのか、また時価評価分は会計と切り離して考えるのかといった前提条件について議論されていない。
- ・ 少なくとも、現行の仕組みをそのまま適用するのが適切でないとすれば、短期的な取組みでは困難であり、経済価値ベースでの将来キャッシュフローと合わせ、中期的な取組みの中で検討すべきではないか。

## 劣後債務の扱い

- ・ 劣後債務については、破綻前の契約変更によって予定利率を引下げて負債を圧縮した場合に、劣後債務はマージンとして機能していないという批判がある。また清算基準に近い実質資産負債差額の計算においては、劣後債務を算入していないにもかかわらず、マージンとして劣後債務を算入することはおかしいといった意見があった。
- ・ 前者については、契約者に対する保険負債と劣後債務の間に優先・劣後の問題があることは事実であるが、だからといって劣後債務にマージンとしての性質がまったくないといえるわけではない。
- ・ 後者については、実質資産負債差額の計算においては、単純に負債としてカウントしたうえで、負債超過であれば監督上の規制の対象とすることとしたものにすぎないといえる。

## 2. その他

### 連結ソルベンシー・マージン比率

- ・ 連結ソルベンシー・マージン比率に関しては、個々の保険会社の契約ポートフォリオの特性および投資戦略の相違、およびそれぞれの相関性を考慮した分散化によるリスクの軽減効果、親会社と子会社間の資本関係の評価など、技術的な問題が多くあり、保険グループ全体の合理的なソルベンシー評価を導くことが難しい。したがって、中期的課題と整理してよいのではないか。

### ダブル・ギアリング

- ・ 現在でも、子会社との間で意図的保有は排除することとされており、これまでも厳格化が行われてきた経緯がある。また、保険会社が主として有するリスクと銀行が主として有するリスクが必ずしも同一ではないことも考慮すると短期的な対応としては現行規制でよいのではないか。